

ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

石巻市（以下「甲」という）と株式会社レノバ（以下「乙」という）は、石巻市のゼロカーボンシティの実現と持続可能な地域社会の構築に向け、再生可能エネルギーを基盤とした協働を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な連携と協力のもと、乙が有する再生可能エネルギー及び蓄電池等クリーンエネルギーに関する技術・ノウハウを活かし、甲が掲げるゼロカーボンシティの実現に向けて、地域の脱炭素化の実現及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 地域の脱炭素社会に向けた取組に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大の促進に関すること
- (3) 脱炭素社会の実現に向けた環境教育活動に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密情報を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月22日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長

齋藤正美

乙 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン18階
株式会社レノバ
代表取締役社長CEO

木南陽介